

## 牽引企業成長戦略支援事業Q&A

### 《支援対象企業について》

Q1 所在地の要件は。

A1 本社が県内に所在することが要件となります。

Q2 業種の要件は。

A2 日本標準産業分類の大分類G情報通信業のうち、情報サービス業及びインターネット付随サービス業に属する事業を主たる事業として営む企業となります。

Q3 「中小企業者」の定義は。

A3 中小企業基本法第2条の規定により、情報サービス業については、資本金5,000万円以下又は常時使用する従業員数が100人以下、インターネット付随サービス業については、資本金3億円以下又は常時使用する従業員数が300人以下となります。

Q4 年間売上高の規模の要件は。

A4 3期以上の決算期を迎え、直近3か年の平均年間売上高が10億円未満が要件となります。

### 《補助対象となる取組について》

Q5 どのような取組が対象か。

A5 自ら策定した成長戦略に基づき、下記の全ての目標について、5年後の達成に向けた取組が補助対象となります。

- ① 年間売上高10億円以上及び売上高の伸び率50%以上（直近3か年の平均売上高比）
- ② 給与支給総額及び初任給の年平均伸び率2.0%以上（直近実績比）

Q6 成長戦略とは。

A6 最大3年間の事業拡大に向けた取組を策定する中期的な事業計画です。所定の

様式（実施要領様式第2号）に基づき、SWOT分析や工程表、推進体制、実施内容、売上高・賃上げの目標、財務状況の実績・予測等を記載いただきます。

Q7 年間売上高10億円以上及び売上高の伸び率50%以上を目標とした理由は。

A7 経済センサス（平成28年）に基づいて推計すると、本県の情報関連産業における売上規模別の企業構成比では、売上高15億円以上の企業は0.7%、売上高7.5億円以上かつ15億円未満の企業は4.9%を占めると推測されるのに対し、全国の企業構成比では、売上高15億円以上の企業は4.0%、売上高7.5億円以上かつ15億円未満の企業は4.0%と推測され、比較的規模の大きい県内企業の占める割合が小さいことが課題となっています

情報関連産業においては、企業規模に応じて顧客から高い評価が得られる傾向があり、規模の大きい県内企業には、県外顧客の需要を取り込みと他の県内企業との取引拡大等を通じた波及効果の誘発が期待されます。

本事業では、本県の情報関連産業を牽引する規模の大きい県内企業の創出を目的としているため、年間売上高10億円以上としました。

また、過年度の類似補助事業を活用した事業者への追跡調査結果で確認された売上高伸び率の水準を参考にして、売上高の伸び率50%としました。

Q8 給与支給総額及び初任給の年平均伸び率2.0%以上を目標とした理由は。

A8 本事業の支援対象企業には、本県の喫緊の課題である若者の移住定住対策や県内情報産業の人手不足解消に前向きに取り組んでいただくことを期待しているため、賃金向上に関する指標を目標に設定しました。

過年度の類似補助事業を活用した事業者への追跡調査結果で確認された付加価値額伸び率の水準を参考にして、年平均伸び率2.0%以上としました。

《支援対象企業の選定について》

Q9 どのように支援対象企業を選定するのか。審査基準は。

A9 県が開催する審査会において、申請者に成長戦略等の説明をしていただき、内容を審査して支援対象企業を選定します。

目的の妥当性や成果目標の妥当性、経営基盤の優位性、取組内容の妥当性、取組内容の将来性、地域への波及効果等を審査項目とします。

Q10 審査結果の通知方法は。

A10 県より、全ての申請者に対して、審査会終了後速やかに、通知文書を送付して審査結果をお知らせします。

なお、通知文書に、審査会での意見や助言等を記載しますので、必要に応じて、成長戦略の見直しをお願いする場合があります。

《補助対象経費について》

Q11 補助対象経費は。

A11 試作・開発費及び販路開拓費、人材確保・育成費等となります。詳細は補助対象経費の一覧表（実施要領別表1）を確認してください。

Q12 受託開発や保守業務に係る直接人件費は補助対象となるか。

A12 取引先に対価を請求できない、商品・サービス開発や技術開発に直接従事する雇用の研究・開発従事時間に対応する直接人件費が補助対象となります。

したがって、取引先への対価の請求を前提として実施される、受託開発に係る直接人件費は補助対象外となります。また、商品・サービス開発や技術開発に該当すると判断されない保守業務に係る直接人件費も補助対象外となります。

Q13 直接人件費の補助金額の上限は。

A13 各年度の補助金額は成長戦略に記載の補助金見込額を超えないものとします。

Q14 機器整備費と外注委託費の補助金額の上限は。

A14 機器整備費及び外注委託費の補助金額の上限は各年度の補助金額の1/2となります。

したがって、機器整備費及び外注委託費の合計額は、補助対象経費の合計額の1/2以内としてください。

Q15 他の補助金との併用は可能か。

A15 同一の経費について、国及び県による、他の補助金や委託等による助成制度を活用することはできません。なお、市町村等による補助金や助成制度の活用については、所管する市町村等にご確認ください。

Q16 老朽化した機械設備の更新は補助対象となるか。

A16 機械設備等の単純更新は対象外となります。

Q17 車両は補助対象となるか。

A17 専ら補助対象となる取組に使用されるとは認められない、車両等の汎用性の高

い設備は対象外となります。

Q18 建物の改修や増築は補助対象となるか。

A18 建物・施設・構築物の新築・増築・改修等は対象外となります。

《補助対象期間について》

Q19 補助事業の期間は。

A19 成長戦略の記載内容に基づき、最大3年間となります。ただし、実績報告の期日は各年度の2月末（又は成長戦略の完了日までのいずれか早い日）までですので、補助金額の確定と支払は各年度毎となります。

《補助金額について》

Q20 補助率と限度額は。

A20 補助率は1/2以内、限度額は各年度500万円となります。ただし、各年度の限度額は成長戦略に記載している補助金見込額となります。

《成長戦略の達成状況確認について》

Q21 事業実施期間中の進捗確認は行われるか。

A21 県が月1回程度、30分間を目安にオンライン面談を行い、進捗確認や助言を行います。また、四半期に1回程度、訪問により行います。なお、必要に応じて、成長戦略の遂行支援を目的とし、(公財)あきた企業活性化センター等の外部機関の紹介や斡旋を行います。

Q22 中間評価とは。

A22 補助事業の期間が複数年度に及ぶ場合は、年度末に県が開催する審査委員会において、支援対象企業に補助事業の進捗状況及び翌年度以降の事業計画等を説明いただき、審査委員が評価や指導、助言を行います。なお、評価が低い場合は、翌年度以降の補助金について、減額又は不交付となる場合があります。

Q23 成長戦略遂行状況報告書とは。

A23 支援対象企業には、補助事業が複数年度に及ぶ場合のみならず、単年度の場合であっても、支援対象企業の認定を受けた年度の翌年度から5年を経過するまで、決算期末から3ヶ月以内に、決算関係書類及び給与支払関係書類を添付して成長

戦略遂行状況報告書を県に提出いただきます。

Q24 成長戦略を達成できない場合は。

A24 支援対象企業には、成長戦略に基づき5年後の目標達成を目指していただきますが、5年後の時点で未達であっても、県から補助金の返還を求めません。ただし、追加で2年間、成長戦略の達成に向けた取組と成長戦略遂行状況報告書の県への提出を継続していただきます。